

新宿区みどりの推進審議会小委員会について

小 委 員 会 の 概 要

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| ○審議事項 | ・保護樹木等の指定及び解除
・みどり公園基金の処分 |
| ○組 織 | ・委員は8人以内とし会長が指名する
・会長が委員長を指名する |
| ○開 催 | ・委員長は委員を招集する
・委員の過半数の出席により成立する |
| ○議 決 | ・出席委員の過半数で可否を決定する |
| ○任 期 | ・委員の任期は2年とする |

小委員会を開催する場合の流れ

